

新型コロナウイルス感染症対策に関する支援情報

※掲載している情報は、令和2年5月21日時点の情報です。状況とともに情報が変わっている場合がありますので、あらかじめ、ご了承ください。詳細については、各担当窓口にお問い合わせいただくか、市のホームページでご確認ください。

市民生活への支援

	項 目	内 容	お問合せ先
給付金・助成等	【6月下旬予定】 津久見市プレミアム付きクーポン「つくぼん」	市内の飲食店やタクシー、商店等で使用できるプレミアム付きクーポン(1万円券が8,000円で購入可能。)を総額1億円分発行します。	商工観光・定住推進課 ☎82-9542
	【6月中予定】 TO GO OK! OITA つくみ! お持ち帰りタクシー支援事業	「TO GO OK! OITA つくみ!」テイクアウト商品購入に「お持ち帰りタクシー」を利用すると、期間中に限り、タクシー料金の助成を行います。 2,000円以上お買い上げで上限1,000円助成。	津久見市観光協会 ☎82-9521 商工観光・定住推進課 ☎82-9542
	【新規】 ひとり親家庭支援事業	基準日(令和2年3月31日)において、ひとり親家庭への緊急的な支援として、ひとり親家庭等医療費の助成対象者(ひとり親家庭の親又は父母のいない児童を養育している方)に対して、2万円分の商品券を給付します。(申請手続きは不要。対象者に通知します。)	社会福祉課子育て支援班 ☎82-9519
	【新規】 妊婦さん応援事業	令和2年4月28日から12月31日までの間に妊娠中であつた方または妊娠中である方(母子手帳取得後、産科受診を確認できた妊婦さんに限る。)に対して2万円を給付します。	健康推進課健康班 ☎82-9523
	【新規】 赤ちゃんスマイル応援事業	特別定額給付金の基準日後(令和2年4月28日)から12月31日までに生まれた赤ちゃんに対し、1人当たり3万円分の商品券を給付します。	健康推進課健康班 ☎82-9523
	特別定額給付金	基準日(令和2年4月27日)において、住民基本台帳に記録されている給付対象者1人につき10万円を受給権者である世帯主に給付し、家計への支援を行う制度です。津久見市では、申請書を5月11日に発送し、受付が完了した分から順次指定口座への振り込みを行っています。	社会福祉課特別定額給付金給付班(市役所大会議室) ☎83-5126 83-5128

特別定額給付金は「つくみのお店」で!



プロの商品とサービス!

この道何年・何十年のプロたちによるサービスが受けられたり、品物が手に入ります。



あなたの買い物が、
つくみを元気にします。



あなたの買い物がまちを元気に!

つくみのお店で多くの市民が働いていて、まちを元気にしています。あなたの買い物は、あなたの生活をもっと良くすることにつながります。



つくみの人とつながる!

地元のお店は、つくみの地域社会の1つ。お店の人と仲良くなると、あなたと地域社会とのつながりも強くなります。



頑張ってる人にエールを!

小さなお店は大きな夢への第一歩かもしれません。夢をかなえるために頑張っているつくみ人を、あなたが「買って応援」できます。



市民生活への支援

	項 目	内 容	お問合せ先
給付金・助成等	住居確保給付金	離職・廃業から2年以内または休業等により収入が減少し、離職等と同程度の状況にある方を対象に、就職にむけた活動をするなどを条件に、一定期間、家賃相当額を市から家主さんに支給する制度です。	社会福祉課生活支援班 ☎82-9519
	国民健康保険被保険者に対する傷病手当金の支給	国民健康保険に加入し、給与をもらっている方が、新型コロナウイルス感染症に感染または発熱等の症状があり感染が疑われ、療養などで仕事を欠勤し、給与の全部または一部を受けることができなくなった場合、傷病手当金を支給します。まずは電話でご相談ください。	健康推進課国保年金班 ☎82-4147
	子育て世帯への臨時特別給付金	児童手当の令和2年4月分(3月分を含む。)の対象となる児童1人当たり1万円を、6月10日に支給します。なお、申請手続きは不要(公務員は申請手続きが必要)です。	社会福祉課子育て支援班 ☎82-9519
貸付	緊急小口資金等の特例貸付	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯に対し、20万円以内で特例貸付を行う制度です。	津久見市社会福祉協議会 ☎82-5000
徴収猶予・減免等	市税等の徴収猶予の特例	新型コロナウイルス感染症の影響により事業等に係る収入に相当の減少があった方は、1年間、市税等の徴収の猶予を受けることができる場合があります。担保の提供は不要で、延滞金もかかりません。まずは電話でご相談ください。	税務課収納対策班 ☎82-9512
	水道料金・下水道使用料の徴収猶予	新型コロナウイルス感染症の影響による離職や収入減などで、水道料金及び公共下水道使用料等のお支払いが困難な場合は、支払い猶予や分割納付ができる場合があります。まずは電話でご相談ください。	上下水道課水道業務班 ☎82-9517 下水道管理班 ☎82-9516
	国民年金保険料の免除	新型コロナウイルス感染症の影響により、収入源となる業務の喪失や売り上げの減少などにより収入が相当程度まで下がった場合は、臨時特例措置として本人申告の所得見込額を用いた簡易な手続きにより、国民年金保険料免除の手続きが可能になります。 また、学生についても、収入が相当程度まで下がった場合は、同様に本人申告の所得見込額を用いた簡易な手続きにより、国民年金保険料学生納付特例申請が可能となります。	ねんきん加入者ダイヤル ☎0570-003-004 佐伯年金事務所 ☎0972-22-1970 (市)健康推進課国保年金班 ☎82-4147
	国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の減免	新型コロナウイルス感染症の影響により世帯主の事業等に係る収入に相当の減少があった世帯は、国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の減免を受けることができる場合があります。まずは電話でご相談ください。	健康推進課国保年金班 ☎82-4147
	介護保険料の減免	新型コロナウイルス感染症の影響による離職や収入減などで、介護保険料の減免ができる場合があります。まずは電話でご相談ください。	長寿支援課高齢者介護保険班 ☎82-9533
	市営住宅使用料の徴収猶予および減免	新型コロナウイルス感染症の影響による離職や収入減などで、市営住宅使用料の徴収猶予や減免ができる場合があります。まずは電話でご相談ください。	まちづくり課土地住まい整備班 ☎82-9515
	保育料の減免等	新型コロナウイルスの感染拡大防止のために登園の自粛をした0～2歳児クラスの保育料について、日割り計算で返還します。保育園・・・市から還付します。 認定こども園・・・各入所施設から還付します。	社会福祉課子育て支援班 ☎82-9519



津久見市では、この他にも、◆離島における遠隔診療体制の整備、◆保育園等福祉サービス事業所への感染予防対策の支援、◆小中学校全児童生徒のタブレット整備および校内LAN環境整備、◆失業者の雇用支援、◆集会所等や公共施設の感染予防対策の強化などを予定しております。また、国も経済対策に関する補正予算を追加したことから、今後も、さらなる支援策を検討していきます。

事業者への支援

	項 目	内 容	お問合せ先
給付金・助成等	【新規】 津久見市小規模事業者等事業継続支援金 「ふあい10つくり」	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける小規模事業者等を対象に津久見市独自の支援金を給付します。 ●給付額：一律10万円 ●要件：令和2年2月～7月のうち、任意で選択した月の売上が前年同月比で20%以上減少	商工観光・定住推進課 ☎82-9542
	【6月中予定】 津久見市小規模事業者家賃等支援事業	売上高が大幅に減少し、家賃等の支払いに苦慮している事業者へ、国が予定している家賃補助を想定して準備中。月額2万円を上限として6か月間助成(予定)	商工観光・定住推進課 ☎82-9542
	【新規】 農林水産業継続支援事業	持続化給付金の支給を受ける第一次産業事業者で、持続化給付金の限度額を超える方を対象に、事業に使用する燃料費への助成を行います。詳しくは、農林水産課にお問合せください。	農林水産課振興班 82-9514
	持続化給付金 (農林水産業事業者も対象となります。)	新型コロナウイルスの感染拡大で大きな影響を受ける事業者に対して、事業全般に広く使える給付金を支給します。 ●給付額：(法人)上限200万円 (個人事業主)上限100万円 ●要件：新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年1月～12月のうち、任意で選択した月の売上が前年同月比で50%以上減少	津久見商工会議所 ☎82-5111 (市)商工観光・定住推進課 ☎82-9542 (市)農林水産課 ☎82-9514
	雇用調整助成金の特例措置	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主を対象に、要件緩和を実施します。 ●助成率：(大企業)2/3、(中小企業)4/5 解雇等行わない場合⇒(大企業)3/4、(中小企業)9/10	大分助成金センター ☎097-535-2100 ハローワーク佐伯 ☎0972-24-8609
	小学校等の臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援 ※労働者に休暇を取得させた事業者向け	新型コロナウイルス感染症の影響で小学校等が臨時休業した場合等に、その小学校等に通う子どもの保護者である労働者の休職について、労働基準法上の年次有給休暇とは別に有給の休暇を取得させた企業に対する助成金です。 ●支給額：休暇中に支払った賃金相当額×10/10 ※日額上限8,330円	学校等休業助成金・支援金等コールセンター ☎0120-60-3999
	小学校等の臨時休業に対応する保護者支援 ※委託を受けて個人で仕事をする方向け	新型コロナウイルス感染症の影響による小学校等の臨時休業等に伴い、子どもの世話を行うために、契約した仕事ができなくなっている子育て世代を支援する制度です。 ●支給額：就業できなかった日について、1日当たり4,100円	学校等休業助成金・支援金等コールセンター ☎0120-60-3999
金融支援	新型コロナウイルス感染症緊急対策特別資金(大分県)	売上高の減少等の影響を受けている大分県内の中小企業・小規模事業者を対象とした低利の融資。 ●融資限度額：1億6,000万円 ●金利：1.30% ●保証料率：セーフティネット保証または危機関連保証の認定がある場合は0%、認定のない場合は0.35%	大分県経営創造・金融課 ☎097-506-3226
	新型コロナウイルス感染症緊急対策特別資金への利子補給制度	大分県の制度融資「新型コロナウイルス感染症緊急対策特別資金」の融資を受けた事業者で、要件を満たす事業者を対象に、津久見市が利子補給を実施します。	商工観光・定住推進課 ☎82-9542
	セーフティネット保証4号・5号および危機関連保証の認定	経営の安定に支障が生じている中小企業者を、一般保証とは別枠の保証の対象とする制度です。新型コロナウイルスの感染拡大に伴い売上の減少等の影響を受けている事業者も対象となります。	商工観光・定住推進課 ☎82-9542
	マル経融資の金利引下げ	商工会議所等の経営指導員による経営指導を受けた小規模事業者が対象となるマル経融資について、融資後の3年間で0.9%の金利引下げを実施します。また据置期間の延長も実施。 ●融資限度額：1,000万円 ●金利：当初3年間は0.31%、4年目以降1.21%	津久見商工会議所 ☎82-5111

事業者への支援

	項 目	内 容	お問合せ先
金融支援	新型コロナウイルス感染症特別貸付（国）	新型コロナウイルス感染症の影響を受けて一時的な業況悪化をきたしている事業者を支援します。融資後の3年間まで0.9%の金利引下げを実施。据置期間は最長5年。 ●融資限度額：（中小企業事業）3億円 （国民生活事業）6,000万円 ●金利：（中小企業事業）当初3年間のみ0.21% 4年目以降1.11% （国民生活事業）当初3年間のみ0.46% 4年目以降1.36%	日本政策金融公庫 大分支店 （中小企業事業） ☎097-532-4106 （国民生活事業） ☎097-535-0331 商工中金大分支店 ☎097-534-4157
	セーフティネット貸付の要件緩和	セーフティネット貸付の要件を緩和し、「売上高が5%以上減少」といった数値要件にかかわらず、今後の影響が見込まれる事業者も含めて融資対象となります。 ●融資限度額：（中小企業事業）7.2億円 （国民生活事業）4,800万円 ●金利：（中小企業事業）1.11% （国民生活事業）1.91%	日本政策金融公庫 大分支店 （中小企業事業） ☎097-532-4106 （国民生活事業） ☎097-535-0331
	生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付	生活衛生関係の事業を営む方で、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、一時的な業況悪化をきたしている方を対象とした特別貸付です。 ●融資限度額：6,000万円 ●金利：当初3年間0.46% 4年目以降1.36%	日本政策金融公庫 大分支店 （中小企業事業） ☎097-532-4106 （国民生活事業） ☎097-535-0331
	新型コロナウイルス対策衛経融資	生活衛生同業組合などの経営指導を受けている生活衛生関係の事業を営む小規模事業者の方が経営改善に必要な資金を無担保・無保証人で利用できる制度です。 ●融資限度額：別枠1,000万円 ●金利：当初3年間0.31% 4年目以降1.21%	日本政策金融公庫 大分支店 （中小企業事業） ☎097-532-4106 （国民生活事業） ☎097-535-0331
	衛生環境激変対策特別貸付	新型コロナウイルス感染症の発生により、一時的な業況悪化から資金繰りに支障をきたしている旅館業、飲食店営業及び喫茶店営業を営む方を対象にした特別貸付です。 ●融資限度額：別枠1,000万円 （旅館業は別枠3,000万円） ●金利：基準金利1.91%	日本政策金融公庫 大分支店 （中小企業事業） ☎097-532-4106 （国民生活事業） ☎097-535-0331
	がんばろう！おおいた資金繰り応援資金	新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、新設された無利子融資。 ●対象者：セーフティネット保証4号・5号および危機関連保証の認定取得者 ●融資限度額：3,000万円 ●金利：1.30% ※一定の要件の下、3年間実質無利子 ●保証料率：0.85% ※一定の要件の下、国から1/2補助または全額補助	大分県経営創造・金融課 ☎097-506-3226
	中小企業活性化資金の要件緩和	新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、売上高の減少等の影響を受けることが懸念される中小企業者に対する金融支援として、県制度資金の中小企業活性化資金の要件を緩和します。 ●融資限度額：8,000万円 ●金利：返済期間に応じて変動 （7年以内）1.8%、 （10年以内）2.0%	大分県経営創造・金融課 ☎097-506-3226
減免	【令和3年度予定】固定資産税の減免	新型コロナウイルス感染症の影響で事業収入が減少している中小企業者・小規模事業者が保有する建物や設備の令和3年度の固定資産税及び都市計画税が減免できる場合があります。詳細が決まり次第、HP等でお知らせします。	税務課資産税班 ☎82-9512

新型コロナウイルスの影響を受けている小規模事業者の皆さまへ

市独自の事業継続支援金を支給します！

【津久見市小規模事業者等事業継続支援金：ふあい10（ふあいと）つくみ】

新型コロナウイルスの感染拡大により、事業に影響を受けている小規模事業者の方を対象に、**事業全般に使える返済不要な支援金**が支給されます。この支援金は、使途の制限はありません。

【支給額】 1事業者につき 10万円

【支給要件】 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月から7月までのうち、**任意のひと月の売上高が前年同月比で20%以上減少**していること。前年同月との比較ができない場合は、令和2年2月から7月までのうち、**任意のひと月の売上高がその月を含む3か月間の平均売上高と比較して20%以上減少**していること。

【支給対象】 下記の①～⑤のすべてに該当する方

①従業員の数が20名以下(商業またはサービス業の場合は5名以下)で、下表の業種の事業を営んでいること

【総務省】日本標準産業分類（平成25年10月改定）

C 鉱業、採石業、砂利採取業 D 建設業 E 製造業 F 電気・ガス・熱供給・水道業
G 情報通信業 H 運輸業 I 卸売業、小売業 K 不動産業、物品賃貸業
L 学術研究、専門・技術サービス業（中分類73～74 ※広告業、写真業など）
M 宿泊業、飲食サービス業 N 生活関連サービス業、娯楽業
O 教育、学習支援業(中分類82 ※学習塾など) P 医療、福祉(中分類83 ※療術業など)
R サービス業(中分類88～92 ※機械等修理業など)

②令和2年4月1日以前から市内において開業し、事業を営んでいること

③今後も事業を継続する意思があること

④市税等を滞納していないこと

⑤暴力団員でないこと。暴力団や暴力団員と密接な関係を持たないこと

【申請方法】 市に、下記の①～④の書類を郵送にて提出

①交付申請書兼同意書（第1号様式） ②計算書（第2号様式）

③計算書に記入した売上を確認できる資料（例：試算表、売上台帳・・・など）

④交付請求書（第4号様式）

※支援金の申請は、1事業者につき1回限りです。

※②③の書類については、すでにセーフティネット保証4号の認定を受けている方は、提出不要です。

※①②④の様式については、津久見市ホームページ上および津久見市役所（本館2階）商工観光・定住推進課内に準備しています。

※申請書類を市役所に持参された場合には、受け取りのみ行います。修正等があった場合には、ご連絡を差し上げるようになりますので、連絡先の記入をお忘れないう、お願いいたします。

【申請期限】 令和2年8月20日(木)

【提出先・お問い合わせ先】

津久見市役所 商工観光・定住推進課

〒879-2435 津久見市宮本町20番15号

TEL：0972-82-9542 FAX：0972-82-9520

E-mail：tsu-kankou@city.tsukumi.lg.jp

その他の事業者向け支援施策

○「持続化給付金(経済産業省)」

新型コロナの影響で、売上高が▲50%以上となった方を対象にした給付金。

【申請方法】インターネットで、「持続化給付金」申請ページから申請。

【必要書類】①確定申告書(※税務署の受付印が押されたもの)

- ・青色申告の場合 → 確定申告書の第一表の控え、所得税青色申告決算書
- ・白色申告の場合 → 確定申告書の第一表の控え

②対象月の売上高がわかるもの 例：試算表、売上台帳など

③申請者本人名義の通帳写し

④本人確認資料 例：運転免許証(両面)、マイナンバーカードなど

※詳細については「持続化給付金 事務局」へアクセスしてご確認ください。

○「新型コロナウイルス感染症緊急対策特別資金特別融資利子補給金(市)」

大分県の新型コロナ特別融資制度を利用し、運転資金1,000万円以下の融資を受けた方を対象に、津久見市が3年間利子を補給する制度。

【申請方法】Ⅰ. 市から、利子補給の交付認定を受ける。

以下の①～④の書類を、市に提出(※申請期限：令和2年12月末日)

- ①利子補給認定申請書 ②特別融資に係る通知書
- ③償還予定表の写し ④同意書

Ⅱ. 毎年1月および7月に、利子補給金の交付申請を行う。

Ⅲ. 交付請求書を提出。

○「セーフティネット保証・危機関連保証(市)」

市の認定を受けると、大分県の「がんばろう！おおいた資金繰り応援資金」「新型コロナウイルス感染症緊急対策特別資金」の融資を利用した際に保証料が減免されます。

【要件】・4号：直近売上高が前年同月比▲20%以上

・5号：直近売上高が前年同月比▲5%以上

・危機関連保証：直近売上高が前年同月比▲15%以上

【申請方法】市に、以下の書類を提出。

①申請書

②対象月の売上高がわかるもの

○「がんばろう！おおいた資金繰り応援資金(県)」

新型コロナの影響を受ける中小企業等を支援する大分県の融資。融資から3年間は実質無利子。

【申込窓口】大分県内の民間金融機関

※取扱可能かどうかは各金融機関にお問い合わせください。

この他の支援制度については、4～5ページをご覧ください。

国民健康保険及び後期高齢者医療制度加入者で新型コロナウイルスに感染もしくは疑いのある被用者(給与収入がある方)に、傷病手当金が支給されます。

津久見市国民健康保険及び後期高齢者医療制度に加入している方が、新型コロナウイルス感染症に感染し、又は発熱等の症状があり感染が疑われるため会社等を休み、事業主から給与等の支払が受けられない場合で、一定の要件を満たす場合に限り傷病手当金が支給されます。

支給要件

対 象 者	以下の4つの要件をすべて満たす人 (1) 津久見市国民健康保険及び後期高齢者医療制度加入者で、給与の支払いを受けていること。 (2) 新型コロナウイルス感染症に感染した、または発熱等の症状があり感染が疑われ、療養のために就労ができないこと。 (3) 3日間連続して仕事を休み、4日目以降にも休んだ日があり、4日目が令和2年1月1日から9月30日までの間に属すること。 (4) 就労ができなくなったことにより、給与等の支払いを受けられないか、一部減額されて支払われていること。
支 給 対 象 期 間	就労ができなくなった日から起算して3日を経過した日からその労務に服することができない期間のうち、就労を予定していた日(最長1年6か月間)
支 給 額	(直近3か月間の給与収入の合計額÷就労日数)×2/3×支給対象となる日数 ※1日当たりの支給額に上限があります。 ※ただし、給与等が一部減額されて支払われている場合や、休業補償等を受けることができる場合は、支給額が減額されたり支給されないことがあります。

申請方法

申 請 書 類	申請には以下の支給申請書をご用意いただく必要があります。 (1) 世帯主記入用 (振込先等を記載する書類) (2) 被保険者記入用 (療養の状況を記載する書類) (3) 事業主記入用 (勤務状況や給与等を記載する書類) (4) 医療機関記入用 (傷病名や労務不能と認められた期間等を記載する書類) (※医療機関を受診していない場合を除く) ※後期高齢者医療制度では世帯主記入用が無く、被保険者記入用が2通になります。
申 請 先	津久見市健康推進課 国保年金班 申請される際は必ずお電話にてお問い合わせください。 ※なお、申請に際しては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、当面の間来庁での申請はご遠慮くださいますようお願いいたします。

【国民健康保険のお問い合わせ】

津久見市健康推進課 国保年金班
〒879-2435 津久見市宮本町20番15号
TEL 82-4147

【後期高齢者医療制度のお問い合わせ】

津久見市健康推進課 国保年金班 TEL 82-4147
大分県後期高齢者医療広域連合 TEL 097-534-1771